

令和 9 年度地域内フィーダー系統確保維持改善計画の申請について

1 協議の概要

日立市地域公共交通計画にフィーダー系統として位置付け維持確保が必要とした路線について、国の地域公共交通確保維持改善事業に基づく支援（補助）を受けるため、毎年国土交通大臣に補助金認定申請を行う必要があり、認定申請には公共交通会議における申請内容の承認が必須であることから、当該内容を協議するもの。

2 補助対象要件（下線の要件に該当）

- (1) 補助対象地域間幹線バス系統と接続するものであること
- (2) 法律に基づく過疎地域等の交通不便地域を通り、地域間交通ネットワークと接続するものであること
- (3) 地方運輸局長等が指定する交通不便地域を通り、地域間交通ネットワークと接続するものであること
- (4) 補助対象期間中に新たに運行開始するもの
- (5) 既に運行を開始しているもので地域公共交通計画に基づき新たに地方公共団体が支援を開始するもの
- (6) 前年度補助対象期間から地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画に基づき運行されているもの

3 日立市地域公共交通計画に記載する運行系統

昨年度に本補助を受け、令和9年度に赤字が見込まれる次の系統を記載する。

No.	系統名	補助対象の理由
(1)	中里地区乗合タクシー	① 補助対象地域間幹線系統（太田営業所～小中車庫線（茨城交通㈱））のフィーダー系統 ② デマンド交通のため、地域間幹線系統の停留所と直接接続
(2)	日立駅中央口～ ケースデンキ～ 平和台霊園前線	① 補助対象地域間幹線系統（日立駅～十王駅前線（茨城交通㈱））のフィーダー系統 ② 地域間幹線系統の停留所と直接接続 （結節点：日立駅中央口）
(3)	おさかなセンター～ サンピア日立～ 多賀駅前線	① 補助対象地域間幹線系統（馬場八幡～大甕駅前線（茨城交通㈱））のフィーダー系統 ② 地域間幹線系統の停留所と直接接続 （結節点：大甕駅西口）
(4)	大甕駅西口（学園前）～ 多賀駅前線	① 補助対象地域間幹線系統（馬場八幡～大甕駅前線（茨城交通㈱））のフィーダー系統 ② 地域間幹線系統の停留所と直接接続 （結節点：大甕駅西口）

4 補助金認定申請内容 資料1-2～1-4のとおり